**令和４年度　ボランティア保険について**

１　保険案内配布開始日時 および 配布場所

**令和４年３月３日（木）９時から　旭区社会福祉協議会事務所窓口にて**

２　加入申込団体

**区社協会員、旭区福祉保健活動拠点登録団体、旭区ボランティアセンター登録団体**

※いずれにも該当しない場合は、保険加入ができません。登録をしていただく必要が

ございます。登録の際には、団体会則および役員名簿が必要になります。

３　令和４年度の主な改定事項

**◎「ボランティア活動保険」の改定について**

**令和４年４月から「特定感染症重点プラン」を新設し、新型コロナウイルス感染症への補償を拡充します。**従来の基本プランと天災・地震補償プランでは、補償開始日から10日以内に発病した特定感染症については補償の対象となりませんでした（4月1日付で前年度から継続して加入する場合を除く）が、**特定感染症重点プランでは初日から補償の対象**となります。

※ボランティア行事用保険・福祉サービス総合補償、送迎サービス補償につきましては令和３年度と改訂はありません。**別紙「令和４年度 全社協補償制度改定のお知らせ（令和４年４月実施）」をご確認ください。**

４　ボランティア活動保険加入時の諸注意

**◎「ボランティア活動保険」保険料の支払手続きの一部変更について**

**令和４年1月17日からゆうちょ銀行の手数料等の改正が行われ、保険料払込の際に、**

**現金でのお支払いに手数料が発生します。**（ゆうちょ銀行の通帳又はカードを利用の

場合は、これまで同様手数料はかかりません。）ゆうちょ銀行の料金新設・改定に伴

い、本会窓口での取扱い方法について変更しますので、**別紙「****「ボランティア活動保**

**険」保険料の支払手続きの一部変更について」をご確認ください。**

　　※なお、ボランティア活動保険以外の保険（ボランティア行事用保険他）については、手続き方法に変更はありません。

以上